

農地中間管理事業について

【事業内容】

高齢などを理由に農業をリタイアする農業者等の農地を農地中間管理機構（福島県農業振興公社）が農地の中間的受け皿となり、意欲ある担い手に貸し付けることで、効率的な農地の集積・集約を推進する事業です。

※農地中間管理機構による農地の貸借は、農業振興地域内に限られます。

支援措置

（１）地域集積協力金（地域に対する支援）

交付対象地域

地域の話合いにより人・農地プランを作成している地区で、「地域」として定めた農業振興地域内の農地を一定割合以上まとめて農地中間管理機構に貸し付けた地区。

集積・集約化タイプ

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分 1	20%超～40%以下	4%超～15%以下	1.0 万円/10a
区分 2	40%超～70%以下	15%超～30%以下	1.6 万円/10a
区分 3	70%超～	30%超～50%以下	2.2 万円/10a
区分 4		50%超	2.8 万円/10a

※貸付期間が 6 年未満の農地は交付対象外（機構の活用率の算定には加える）。

※東日本大震災の津波被災地域及び原発事故による避難区域等は、0.3 万円/10a 上乗せ。

（２）経営転換協力金（出し手に対する支援）

①交付対象者

経営転換する農業者、リタイアする農業者、相続人で農業経営を行わない者。

②交付要件

ア 農地中間管理機構に、全ての自作地を 10 年以上貸付け、農地中間管理機構から担い手に貸付けられていること。

※ただし、上記の自作地には、「農業振興地域以外の自作地」、「農業振興地域内の 10a 未満の自作地」、「機構が借り受けなかった又は貸し付けたものの返還された自作地」を含みません。

イ 遊休農地の所有者はこれを解消すること。

	交付単価	上限額
元年～3年度	1.5万円/10a	50万円/1戸
4・5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※経営転換協力金は、5年間で段階的に縮減・廃止。

※4・5年度は、地域集積協力金と一体的に取り組む場合についてのみ交付対象。

③課税の軽減措置

農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた者が対象で、次の期間中は固定資産税の課税額が2分の1に軽減されます。

ア 10年以上15年未満の期間で貸し付けた場合には3年間

イ 15年以上の期間で貸し付けた場合には5年間

お問い合わせは 広野町産業振興課 電話 0240-27-4163 まで